

第四次川口市行政改革大綱

後期推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

川口市

第四次川口市行政改革大綱後期推進計画

目 次

1	推進計画の目的	1
2	推進計画の期間	1
3	後期推進計画の目標	1
4	推進計画の取り組み事業	
4.1	持続可能な財政基盤の確立	
4.1.1	財政規律の徹底（ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則）	
(1)	新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底	3
4.1.2	未納額の圧縮	
(2)	市税収入の確保	4
(3)	国民健康保険税収入の確保	4
(4)	後期高齢者医療保険料収入の確保	5
(5)	介護保険料収入の確保	5
(6)	私債権等の徴収強化	6
4.1.3	受益者負担の適正化	
(7)	自転車置場登録手数料等の改定	7
(8)	水道料金の適正化	7
(9)	施設使用料の適正化	8
4.1.4	新たな財源の確保	
(10)	ふるさと寄附金の収入確保	9
(11)	納税通知書用封筒広告	9
(12)	広告付き電子番号案内表示機等の設置	10

4.1.5	公会計の活用	
(13)	固定資産台帳及び財務書類の活用	11
4.1.6	行政評価システムの充実	
(14)	予算編成と行政評価の連携	12
4.2	公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現	
4.2.1	施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理	
(15)	施設マネジメントの推進	14
(16)	川口市公有財産利活用基本方針の運用	14
4.2.2	基金の安全かつ効率的な運用の推進	
(17)	国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による 試行的な運用	15
4.3	市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立	
4.3.1	組織・機構の最適化	
(18)	最適な組織・機構のあり方の検討	17
4.3.2	定員管理・給与の適正化	
(19)	給与制度の適正化	18
(20)	定員管理の適正運用	18
4.3.3	職員の意識改革と人材の育成	
(21)	人材育成の推進	19
(22)	救急体制を担う人材育成の推進	19
4.3.4	事務改善の推進	
(23)	広告掲載子育てガイドブックの無償提供	20
(24)	D Xの推進による働き方改革の実現	20
4.3.5	外郭団体等の運営の見直し	
(25)	土地開発公社経営健全化の推進	21
(26)	外郭団体の適正かつ効率的な運営のあり方の検討	21

4.3.6	情報化の推進	
(27)	標的型攻撃メール等に対応する情報セキュリティ対策の徹底	22
(28)	自治体業務システムの統一・標準化への対応	22
4.4	民間の知恵を活かした行政運営の推進	
4.4.1	市内事業者の積極活用による民間との連携	
(29)	行政の運営手法の最適化	24
【参考1】	第四次川口市行政改革大綱における後期推進計画取り組み事業一覧	25
【参考2】	川口市行政改革推進本部設置要綱	27
【参考3】	川口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領	29

行政改革大綱推進計画策定の趣旨

1 推進計画の目的

推進計画は、行政改革大綱に掲げる基本方針「持続可能な財政基盤の確立」、「公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現」、「市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立」、「民間の知恵を活かした行政運営の推進」に基づき、改革を推進するための具体的な取り組みについて定めます。

2 推進計画の期間

期間は行政改革大綱の10年を前期、後期に分け、一期を5年とします。

また毎年度、成果の検証を実施するとともに、新たな取り組みも計画に追加していきます。

前期 平成28年度から令和2年度まで

後期 令和3年度から令和7年度まで

3 後期推進計画の目標

前期推進計画では、新しい時代に即した行財政改革を推進するため、財源の確保を主とする「量の改革」の推進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げることが目標に、市民満足度を重視した行政サービスの提供を主とする「質の改革」を取り入れた行政体制を構築し、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的に配分していくための自治体運営を行うことを目指してまいりました。

その結果、4つの基本方針を具体化した各主要項目において改革の取り組みが行われ、算定可能な削減・増収効果額として「未納額の圧縮」、「施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理」を主な効果として、市民生活の持続的な維持・改善を着実に実施してきたところでございます。

後期推進計画では、前期からの継続事業の質の向上を目指すとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応しながら、市民のニーズに即した効率的・効果的な行財政運営にさらに取り組んでまいります。

4 推進計画の取り組み事業

4.1 持続可能な財政基盤の確立

4.1.1 財政規律の徹底（ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則）

- (1) 新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底

4.1.2 未納額の圧縮

- (2) 市税収入の確保
- (3) 国民健康保険税収入の確保
- (4) 後期高齢者医療保険料収入の確保
- (5) 介護保険料収入の確保
- (6) 私債権等の徴収強化

4.1.3 受益者負担の適正化

- (7) 自転車置場登録手数料等の改定
- (8) 水道料金の適正化
- (9) 施設使用料の適正化

4.1.4 新たな財源の確保

- (10) ふるさと寄附金の収入確保
- (11) 納税通知書用封筒広告
- (12) 広告付き電子番号案内表示機等の設置

4.1.5 公会計の活用

- (13) 固定資産台帳及び財務書類の活用

4.1.6 行政評価システムの充実

- (14) 予算編成と行政評価の連携

4.1.1 財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユース・ゴーの原則)

事業名	(1)	継続	新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底	実施課	財政課
取り組み内容	歳出増、歳入減を伴う施策を新たに実施する際は、各課において必要な財源を確保することを原則とし、収支のバランスを図るよう財政規律の徹底に努める。				
見込まれる効果	既存事業の見直しや新たな歳入の検討を行うことにより、各課における財源確保に対する意識が醸成され、将来にわたり持続可能な財政運営が可能となる。				
目標	市民ニーズに的確に対応しながらも、財政規律を徹底し将来にわたり持続可能な安定した財政運営を進める。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.1.2 未納額の圧縮

事業名	(2)	継続	市税収入の確保	実施課	納税課
取り組み内容	調定額の大部分を占める現年度分の徴収を強化し、収納率の向上を図る。 ①納税催告センターによる現年度分の催告強化 ②電子預金照会による財産調査の迅速化 ③QRコード活用による外国人への納付勧奨 ④スマホアプリを活用した納税環境の拡充 ⑤税務専門員増員による収納率向上				
見込まれる効果	現年度分の収納率向上により、滞納繰越額の増加を抑制し、負担の公平性と税収の確保を見込むことができる。				
目標	県内上位を目指す。中核市は、北は北海道から南は沖縄まで広がりを見せており、それぞれの地域によって事情や取組みに差異があること、中核市平均より県平均のほうが高いことから、より高い目標を掲げることとしたもの。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(3)	継続	国民健康保険税収入の確保	実施課	国民健康保険課
取り組み内容	現在は高額滞納者を中心に滞納処分を行っているが、滞納額が高額になる前に催告書の送付方法を工夫したり滞納処分等を行うことで、納税意識を改善し現年度収納率の向上を目指す。その結果、次年度滞納繰越額を圧縮し、滞納繰越収納率も向上させる。 ①口座振替の促進 ②新規滞納者への取組強化 ③短期被保険者証の発行				
見込まれる効果	現年度収納率の向上により、赤字補てんとしての一般会計繰入金を減少させる。また、特に現年度収納率を向上させることにより、次年度滞納繰越額を抑え、税負担公平性の確保及び国民健康保険財政の健全化を図る。				
目標	現年度分の収納率を中核市の平均収納率へ、繰越分収納率を25.44%へ向上させることを目指す。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(4)	継続	後期高齢者医療保険料収入の確保	実施課	高齢者保険事業室
取り組み内容	現年度賦課分の収納率を向上、次年度滞納繰越額を圧縮させるため、以下の取り組みを行う。 ①口座振替の促進②納め忘れ防止対策(督促状・催告書の発送等)の実施③納付相談の強化④催告の見直し(特に高額滞納者への対応強化)⑤差押等の滞納処分の実施⑥短期証の発行				
見込まれる効果	現年度分収納率の向上により、次年度以降の滞納繰越額が抑制され、全体の収納率も向上する。その結果、後期高齢者医療制度(高齢者の医療費について、高齢者と現役世代の負担を明確化し公平に負担していくこと)に対する市民の理解が深まり、継続性のある安定した事業運営に寄与する。				
目標	現年度の収納率は99.15%を目標とする。 滞納繰越分の収納率は、現状においてコロナ禍における影響はみられないことから、33.39%を目標とする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(5)	継続	介護保険料収入の確保	実施課	介護保険課
取り組み内容	介護保険料の収納率を向上させるため、以下の取り組みを行う。 ①口座振替の促進②催告の見直し(個別催告の強化)③差押等の滞納処分の実施				
見込まれる効果	介護保険料の収納率が向上することにより介護保険料の収納額が増え、結果として介護保険事業の財政安定に繋がる。				
目標	現年度及び滞納繰越分の収納率について埼玉県平均を目標とする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(6)	継続	私債権等の徴収強化	実施課	特別債権回収課
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高額又は徴収困難な私債権等の移管を受け、弁護士法人へ債権徴収業務を委託することで、債権徴収の強化を図る。 ・債権会議等の開催をはじめ、各種研修の充実を図り、川口市債権管理条例のもと、債権管理の適正化、徴収事務の統一化を行い、収入未収額の縮減に努める。 				
見込まれる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高額又は徴収困難な私債権等の徴収。 ・歳入確保及び収入未済額の縮減。 				
目標	債権管理の適正化による歳入確保及び収入未済額の縮減				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.1.3 受益者負担の適正化

事業名	(7)	継続	自転車置場登録手数料等の改定	実施課	交通安全対策課
取り組み内容	<p>①受益者負担の原則に基づき、自転車置場管理運営にかかる経費を自転車置場登録手数料で賄うべく令和2年度、令和3年度、令和4年度の3段階で改定を行う。</p> <p>②原因者負担の原則に基づき、放置自転車等の撤去にかかる経費を自転車等移送手数料で賄うべく令和2年度、令和3年度の2段階で改定を行う。</p>				
見込まれる効果	自転車置場登録手数料および自転車等移送手数料の改定による増収効果が見込まれ、自転車等の放置防止事業の健全化が図られるとともに、当事業の目的でもある放置自転車の減少も見込まれる。				
目標	自転車等の放置防止事業の健全化を図るとともに、放置自転車台数の1日当たりの平均台数を、令和元年度の608台から令和7年度は323台にする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	令和2年度			

事業名	(8)	継続	水道料金の適正化	実施課	上下水道総務課
取り組み内容	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化を見込み、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な料金改定を行う。</p> <p>令和3年1月 平均25.01%の改定</p>				
見込まれる効果	給水収益の増額により、水道事業経営の健全化と計画的な施設の更新・耐震化が進み、市民に対して安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給することが可能となる。また、将来引き起こされる急激な水道料金の引き上げを抑制し、世代間の負担の平準化を図ることができる。				
目標	令和8年3月末までに、基幹管路の耐震管率を90.48%(令和3年3月末現在82.74%)に、管路全体の耐震管率を30.15%(令和3年3月末現在23.91%)にする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	令和2年度			

事業名	(9) 新規	施設使用料の適正化	実施課	施設所管課
取り組み内容	<p>これまで受益者負担の適正化という観点で平成15年に使用料の見直しの基準を定めて以来、長期間にわたり全庁的に抜本的な見直しを図っていなかった。また市民の価値観や個々の行政サービスの変化、さらには民間の状況等も鑑み、それぞれの受益に応じた負担のあり方や市民負担の公平性の見地からも使用料の適正な見直しが必要である。施設運営に係る行政サービスの提供に係る経費、施設の公的必要性等に応じた利用者の負担割合等を改めて整理、分析したうえで、使用料の一層の適正化を推進するために必要な措置を講じていく。</p>			
見込まれる効果	<p>施設の性質に応じた使用料の適正化の推進を図ることで、市民負担の公平性を図る。</p>			
目標	<p>施設所管課が、使用料の見直しを図るうえで必要となる措置を適宜講じていく。</p>			
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度	終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度			

4.1.4 新たな財源の確保

事業名	(10)	継続	ふるさと寄附金の収入確保	実施課	税制課
取り組み内容	寄附金受付サイトにおいて本市の紹介を行い、サイト上からの寄附の申込とクレジットカード等による納付受付を行う。また、市外在住の寄附者に対して市産品(返礼品)を送付する。				
見込まれる効果	寄附金受付サイトにおいて本市の紹介を行い、また、市外在住の寄附者に対して市産品(返礼品)を送付することにより、本市のPR効果とふるさと寄附金の魅力の向上が期待できる。さらに、寄附の申込と納付の手段を増やすことにより、寄附者の利便性が向上し、増収が見込まれる。				
目標	単年度で2,400万円の増収効果を目標とする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	令和元年度			

事業名	(11)	継続	納税通知書用封筒広告	実施課	税制課
取り組み内容	納税通知書用封筒の裏面に有料広告を掲載する。				
見込まれる効果	税外収入という形で新たな財源を確保し、併せて、広告主を市内業者に限定することにより、本市産業の振興、市内業者の育成に寄与する。				
目標	広告料の安定確保を図る。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	令和2年度			

事業名	(12)	継続	広告付き電子番号案内表示機等の設置	実施課	市民課
取り組み内容	<p>電子番号案内表示に関する機器類と広告モニターを用いて行政情報や民間広告等を放映する案内表示システム等を、事業者による無償提供を受け運営する。また、設置場所についても、今後、増設できる可能性がある施設に対し、働きかけを行っていく。</p> <p>【設置場所】</p> <p>①市民課②国民健康保険課③国民年金課④納税課⑤国保収納課 ⑥第一本庁舎3階待合スペース⑦第一本庁舎2階</p>				
見込まれる効果	<p>来庁者が多い窓口担当課に設置することにより、混雑の緩和とスムーズな案内が実現するとともに、経費削減及び広告掲載料による増収が見込まれる。また、来庁者の待ち時間に地元企業を中心とした広告を放映することにより、地元企業のPRによる経済効果が期待できる。</p>				
目標	<p>市民にとって分かりやすい窓口にする。経費を抑え、財源を確保する運用を行っていく。また、設置場所についても、今後、増設していく。</p>				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度	終了(予定)年度	令和7年度	
	第四次行政改革大綱 における開始年度	令和2年度			

4.1.5 公会計の活用

事業名	(13)	継続	固定資産台帳及び財務書類の活用	実施課	財政課
取り組み内容	<p>固定資産台帳の更新を行い、発生主義・複式簿記の考えを導入した総務省通知による統一的な基準に則した財務書類を作成し、活用する。 ※財務書類＝貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書</p>				
見込まれる効果	<p>発生主義・複式簿記による財務書類を作成することで、減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報が「見える化」され、住民や議会等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することが可能となる。</p>				
目標	<p>発生主義・複式簿記の考え方を研修会等を通じて全庁的に浸透させるとともに、財務会計システムの改修時に、仕訳処理機能を導入したことにより、職員による精度の高い財務書類を作成する。</p>				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.1.6 行政評価システムの充実

事業名	(14)	継続	予算編成と行政評価の連携	実施課	企画経営課
取り組み内容	<p>「効率的で質の高い行政の実現」「成果重視の行政の推進」「市民に対する説明責任の履行」を目的として、市民にとっての成果を重視した行財政運営を推進するため、総合計画基本計画の体系に基づき、施策及び事務事業についての行政評価を実施している。その中で、平成28年度からは、外部評価結果を財政課と共有することで予算との連携に重点を置き、予算査定時の判断材料として活用しながら、行財政運営に反映させている。</p>				
見込まれる効果	<p>財政課が、外部評価結果を予算査定時の判断材料として活用することで、市内外の複合的な観点から事業実施の妥当性等を判断することが可能となることに加え、事務事業の適正な運営の推進にも寄与することができる。</p>				
目標	<p>計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。</p>				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現

4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理

- (15) 施設マネジメントの推進
- (16) 川口市公有財産利活用基本方針の運用

4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進

- (17) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による
試行的な運用

4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理

事業名	(15)	継続	施設マネジメントの推進	実施課	施設マネジメント推進室 企画経営課
取り組み内容	<p>「川口市公共施設等総合管理計画」の基本方針である、施設総量の適正化、ライフサイクルコスト(生涯費用)の把握と縮減、既存施設の長期利用、インフラ資産の計画的な維持管理・更新について、組織横断的な視点で取り組む。</p> <p>また、建物の新築・改築工事及び大規模改修工事にあたっては、「川口市建物整備適正化検討会議」において、適正な規模や設備等の検証を行い、建物整備の適正化に取り組む。</p>				
見込まれる効果	<p>厳しい財政状況や変化する施設ニーズに対し、組織横断的な視点で取り組み、施設の総量や規模及び配置の適正化を行うことにより、安定した市民サービスの提供を続けることができる。また、予防保全型の維持管理を検討し、施設の長寿命化を図ることにより、今後の施設の維持管理・更新に係る費用負担を軽減することができる。</p>				
目標	市が保有する全ての施設を対象とする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(16)	継続	川口市公有財産利活用基本方針の 運用	実施課	管財課
取り組み内容	<p>平成28年4月に策定した「川口市公有財産利活用基本方針」を基に、公有財産の状況を把握し、未利用地等については、売却を積極的に推進し、公有財産の有効活用を図る。</p>				
見込まれる効果	<p>将来的な利用計画が定められていない土地や利用計画がありながら長期にわたって事業着手されていない未利用地等を、単に市の資産として保有し、遊休化させるのではなく、市の財源確保や維持管理費の削減を図るため積極的な利用が行われる。</p>				
目標	公有財産を、市民の貴重な財産として、行政目的の実現のために全庁的な視点で有効活用を行う。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進

事業名	(17)	継続	国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による試行的な運用	実施課	会計課 財政課
取り組み内容	基金の効率的な運用にあたり、長期的な運用が可能なものを抽出し、元利払いが最も確実かつ有利な債券で運用するもの。 また、その他有利な方法があれば採用し運用するもの。				
見込まれる効果	預金と比較して運用益の増加が見込まれる。				
目標	安全確実かつ有利な債券及びその他の方法で運用することにより、預金と比較してより以上の収益向上を図る。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立

4.3.1 組織・機構の最適化

(18) 最適な組織・機構のあり方の検討

4.3.2 定員管理・給与の適正化

(19) 給与制度の適正化

(20) 定員管理の適正運用

4.3.3 職員の意識改革と人材の育成

(21) 人材育成の推進

(22) 救急体制を担う人材育成の推進

4.3.4 事務改善の推進

(23) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供

(24) DXの推進による働き方改革の実現

4.3.5 外郭団体等の運営の見直し

(25) 土地開発公社経営健全化の推進

(26) 外郭団体の適正かつ効率的な運営のあり方の検討

4.3.6 情報化の推進

(27) 標的型攻撃メール等に対応する情報セキュリティー対策の徹底

(28) 自治体業務システムの統一・標準化への対応

4.3.1 組織・機構の最適化

事業名	(18)	継続	最適な組織・機構のあり方の検討	実施課	行政管理課
取り組み内容	近年の急激な社会経済環境の変化や地方分権の発展に伴い、新たな行政課題や市民ニーズへの対応が必要となっているため、これらに迅速かつ的確に対応できる合理的かつ効果的な組織体制となるよう、随時見直しをしていく。				
見込まれる効果	行政課題や市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が図られる。				
目標	行政課題や市民ニーズへの対応ができる合理的かつ効果的な組織体制を目指していく。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

4.3.2 定員管理・給与の適正化

事業名	(19)	継続	給与制度の適正化	実施課	職員課
取り組み内容	市職員の給与については、国家公務員の給与制度及び民間給与の実態等を考慮し、給与制度を構築するとともに給与水準の適正化を図っているところである。今後も引き続き必要に応じた諸手当の見直し等により、給与制度や給与水準の適正化を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、超過勤務の削減を推進していくことにより、将来的に時間外(超過)勤務手当等人件費の抑制を図るものである。				
見込まれる効果	職員1人あたりの年間の時間外(超過)勤務時間を縮減していくことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現をしつつ、時間外(超過)勤務手当等人件費の抑制を図ることができる。				
目標	給与水準の適正化及び職員1人あたりの年間の時間外(超過)勤務時間数を、中核市移行初年度である平成30年度対比20%の削減を目標とする。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(20)	継続	定員管理の適正運用	実施課	行政管理課
取り組み内容	随時発生する行政需要へ柔軟に対応するための人員を確保するとともに、人件費が市財政に与える影響に鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、業務量に対し適正な定員となるよう管理すること。				
見込まれる効果	必要な行政サービスの提供及び新たな行政需要への対応が可能となると同時に、人件費が財政運営に与える影響を最小限に抑えることができる。				
目標	市民の多様なニーズに的確に対応できる、きめ細やかな行政体制の構築を目指す。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度				

4.3.3 職員の意識改革と人材の育成

事業名	(21) 継続	人材育成の推進	実施課	職員課
取り組み内容	川口市職員研修規則(平成14年規則第24号)及び人材育成基本方針(平成13年策定。平成28年3月改訂)に基づき、階層別、専門、派遣等各種研修を実施している。 ワーク・ライフ・バランスへの配慮、人口減少社会への対応など、時宜に適した人材育成を図っていく。			
見込まれる効果	職員の接遇能力や政策形成能力等の向上により行政サービスの質が向上し、市民満足度の向上が期待される。			
目標	時代の変化に応じた人材育成を図る。			
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度	終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度		

事業名	(22) 新規	救急体制を担う人材育成の推進	実施課	救急課 消防総務課
取り組み内容	①救急救命士が常に2名以上、救急車に乗車することを目指すため、救急救命士養成課程に職員を積極的に派遣する。また、新規採用職員においても、救急救命士の有資格者又はその受験資格を有する者を採用するなど、早期に救急体制の充実を図る。 ②指導救命士が救急現場に従事する救急救命士を指導することにより、多様な救急需要に対応するための医療機関との調整を含めた包括的なマネジメントや救急活動の専門性を強化する。			
見込まれる効果	①救急車に乗車している3名の隊員のうち、常時、救急救命士が2名以上で乗車する体制とすることで、重度傷病者に対する気管挿管・薬剤投与・輸液など複数の特定行為を同時に行うことができ、更なる救命率の向上が見込まれる。 ②救急救命士による特定行為等の技術向上に加え、救急隊員の傷病者等への接遇を指導するなど、総合的な救急活動の質を向上させることにより、救急体制の充実が見込まれる。			
目標	救急救命士の乗車体制と救急活動の専門性を強化し、市民サービスの向上を図る。			
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度	終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度			

4.3.4 事務改善の推進

事業名	(23)	継続	広告掲載子育てガイドブックの無償提供	実施課	子育て支援課
取り組み内容	<p>現在、子育てや子どもに関する遊び、相談、支援などの子育て関連事業の情報をわかりやすく案内し、子育ての不安や悩みを少しでも解消し、子育てが楽しくなる一助となるため、子育てガイドブックを作成し配布している。</p> <p>今後も引き続き、広告代理店が企業広告を募集し、広告料によって子育てガイドブックを印刷、製本し市への無償提供を行う。</p>				
見込まれる効果	<p>予算をかけずに、持ち運びがしやすく、オールカラーの見やすい冊子の作成が可能である。また、各課でフォントやイラストなどの構成を考える手間が省け、冊子に統一感をもたせることができる。</p>				
目標	ガイドブック作成経費を削減しながら、子育てに関する情報を分かりやすく提供する。				
実施期間	後期推進計画における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱における開始年度	令和元年度			

事業名	(24)	継続	DXの推進による働き方改革の実現	実施課	企画経営課・情報政策課 職員課
取り組み内容	<p>新たな行政課題や住民ニーズにより業務量が増加するなか、仕事と育児・介護の両立などのワーク・ライフ・バランスや新たな生活様式に対応するため、業務プロセス改善による生産性向上やAI・RPA等の利活用によるDXを推進することで、長時間労働を是正し、業務高質化を図る。</p> <p>【取り組み内容】 ①RPA ②AI ③内製化 ④テレワーク</p>				
見込まれる効果	<p>DXを推進することにより、職員が多くの時間を割いている問合せ対応や定型的な単純事務処理作業における負担を軽減し、新たな働き方の環境を整備することによって、公私ともに充実が図られ、職員の健全な心身が保たれる。</p>				
目標	DXを推進することで、長時間労働を是正し、業務高質化を図り、ワーク・ライフ・バランスや新たな生活様式に対応した働き方改革を実現する。				
実施期間	後期推進計画における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱における開始年度	令和元年度			

4.3.5 外郭団体等の運営の見直し

事業名	(25)	継続	土地開発公社経営健全化の推進	実施課	用地対策課
取り組み内容	令和2年度末、土地開発公社保有土地簿価額は約58億円の見込みとなっており、経営健全化計画における目標を上回る削減を実施している。 今後も、公社の健全な経営は、市の健全な財政運営に繋がるとの認識のもと、更なる公社経営の健全化に取り組み、保有土地簿価額の削減を推進し、借入金の縮減を図るため、買戻しを進めるとともに、公社保有地(代替地)の民間売却も進めていく。				
見込まれる効果	土地開発公社の保有土地簿価額削減により、土地開発公社の経営健全化が図られる。				
目標	令和2年度末土地開発公社保有土地簿価額約58億円を削減していく。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和7年度
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(26)	新規	外郭団体の適正かつ効率的な運営 のあり方の検討	実施課	企画経営課、団体所管課
取り組み内容	平成19年に「外郭団体の見直しに関する指針」を制定し、外郭団体における事業や財政運営の改善等に取り組み、外郭団体の適正化に取り組んできたところではあるが、外郭団体によっては、新たな検討課題も見受けられることから、再度検証を行うもの。				
見込まれる効果	独立した法人格を有する経営主体である外郭団体においても、自らの責任による団体経営に努めるとともに、自主的な経営改善の取り組みを進めることが可能となる。				
目標	外郭団体の統廃合・民営化、市の直営化の検討、市のガバナンスの強化、外郭団体の人事管理のあり方(人事交流、共同研修等)の見直し及び外郭団体における本来業務の強化等を行い、外郭団体における事業や財政運営の改善を行う。				
実施期間	開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降

4.3.6 情報化の推進

事業名	(27)	継続	標的型攻撃メール等に対応する情報セキュリティ対策の徹底	実施課	情報政策課
取り組み内容	巧妙化・多様化する近年の標的型攻撃メール等のインターネットを介した高度標的型攻撃に対応するため、訓練・研修等を通じて標的型攻撃メールへの対応方法などについて職員等へ周知を行い、引き続き情報セキュリティの確保を図る。				
見込まれる効果	標的型攻撃メール等のサイバー攻撃による被害が確認された場合、インターネット・LGWAN・住基ネットなどの外部ネットワークとの切断により、市役所業務への多大な影響を与え、市民サービスの停滞を招く。また、情報資産の漏えい等による市民からの信頼失墜、原因調査及び対策に多額の費用を要する。これらのリスクを最小化することで、市民からの信頼とサービス維持に寄与することができる。				
目標	情報漏えい、不正アクセス及びサービス停止をゼロとすること。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度			

事業名	(28)	新規	自治体業務システムの統一・標準化への対応	実施課	情報政策課 業務システム使用各課
取り組み内容	国において、令和7年度までに各自治体における業務システムの標準化・共同化を推進しており、これを前提とした業務体制構築等を行うもの。 【対象業務システム(予定)】住民記録、介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援				
見込まれる効果	現状、各業務システムは、発注・維持管理・制度改正対応等について、各自治体が個別に対応しており、制度改正やシステムの更新のたびに、業務に関わる職員の負担が発生している。システムが統一・標準化されることにより、各自治体の改修内容が同一のものとなるため、システム業者からの改修パッケージの安価な提供や、職員の負担軽減が期待されるほか、全ての自治体で共通的なサービスの提供が行われるといった住民の利便性向上も期待される。				
目標	標準システムに併せて現状の業務を変更する必要も予想されるため、市民サービスに極力影響が出ないよう標準化に向けた運用を行う。				
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度		終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度				

4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進

- 4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携
 - (29) 行政の運営手法の最適化

4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携

事業名	(29) 継続	行政の運営手法の最適化	実施課	改革計画検討委員会
取り組み内容	<p>現在、直営で運営している施設において、今後も指定管理者制度導入の可能性を検討し、引き続き導入の推進を図っていくとともに、指定管理者制度を導入している施設に対しても、制度継続の是非並びに指定管理料の適正化等、制度の適正な運用の把握に努めていく。また、多岐にわたる業務のうち、コスト抑制が期待できるものや民間が有するノウハウを活用することでサービスの維持・向上が期待できる業務については、行政運営の一層の効率化を図るために、委託化等の推進を図る。</p>			
見込まれる効果	<p>民間活力の導入により、公の施設における公共サービスの質的な向上が図られるとともに、効率的に管理運営が行われる。 財源や職員の制約が強まる中、委託化等の推進に取り組んでいくことで業務の見直し等に対する職員の意識向上が図られる。</p>			
目標	市民サービスの向上と、管理経費の縮減。			
実施期間	後期推進計画 における開始年度	令和3年度	終了(予定)年度	令和8年度以降
	第四次行政改革大綱 における開始年度	平成28年度		

第四次川口市行政改革大綱における後期推進計画(令和3年度～令和7年度)
取り組み事業一覧

推進計画の主要な項目・事業名	実施課
4.1 持続可能な財政基盤の確立	
4.1.1 財政規律の徹底(ペイ・アズ・ユース・ゴーの原則)	
(1) 新規事業実施の際、財源確保を原則とした財政規律の徹底	財政課
4.1.2 未納額の圧縮	
(2) 市税収入の確保	納税課
(3) 国民健康保険税収入の確保	国民健康保険課
(4) 後期高齢者医療保険料収入の確保	高齢者保険事業室
(5) 介護保険料収入の確保	介護保険課
(6) 私債権等の徴収強化	特別債権回収課
4.1.3 受益者負担の適正化	
(7) 自転車置場登録手数料等の改定	交通安全対策課
(8) 水道料金の適正化	上下水道総務課
(9) 施設使用料の適正化	施設所管課
4.1.4 新たな財源の確保	
(10) ふるさと寄附金の収入確保	税制課
(11) 納税通知書用封筒広告	税制課
(12) 広告付き電子番号案内表示機等の設置	市民課
4.1.5 公会計の活用	
(13) 固定資産台帳及び財務書類の活用	財政課
4.1.6 行政評価システムの充実	
(14) 予算編成と行政評価の連携	企画経営課
4.2 公有財産を効率的・効果的に活かす行政の実現	
4.2.1 施設マネジメントを含めた公有財産の適正管理	
(15) 施設マネジメントの推進	施設マネジメント推進室 企画経営課
(16) 川口市公有財産利活用基本方針の運用	管財課

推進計画の主要な項目・事業名	実施課
4.2.2 基金の安全かつ効率的な運用の推進	
(17) 国債、地方債、地方公共団体金融機構債等の購入及びその他の方法による試行的な運用	会計課 財政課
4.3 市民ニーズに的確に対応することができる強固な行政体制の確立	
4.3.1 組織・機構の最適化	
(18) 最適な組織・機構のあり方の検討	行政管理課
4.3.2 定員管理・給与の適正化	
(19) 給与制度の適正化	職員課
(20) 定員管理の適正運用	行政管理課
4.3.3 職員の意識改革と人材の育成	
(21) 人材育成の推進	職員課
(22) 救急体制を担う人材育成の推進	救急課 消防総務課
4.3.4 事務改善の推進	
(23) 広告掲載子育てガイドブックの無償提供	子育て支援課
(24) DXの推進による働き方改革の実現	企画経営課・情報政策課 職員課
4.3.5 外郭団体等の運営の見直し	
(25) 土地開発公社経営健全化の推進	用地対策課
(26) 外郭団体の適正かつ効率的な運営のあり方の検討	企画経営課、団体所管課
4.3.6 情報化の推進	
(27) 標的型攻撃メール等に対応する情報セキュリティ対策の徹底	情報政策課
(28) 自治体業務システムの統一・標準化への対応	情報政策課 業務システム使用各課
4.4 民間の知恵を活かした行政運営の推進	
4.4.1 市内事業者の積極活用による民間との連携	
(29) 行政の運営手法の最適化	改革計画検討委員会

川口市行政改革推進本部設置要綱

(平成10年3月11日決裁)

改正 平成12年4月4日決裁

改正 平成14年4月1日決裁

改正 平成17年5月2日決裁

改正 平成19年4月2日決裁

改正 平成28年4月1日決裁

改正 令和2年4月1日決裁

改正 平成13年4月2日決裁

改正 平成16年4月1日決裁

改正 平成18年4月3日決裁

改正 平成20年4月1日決裁

改正 平成30年4月1日決裁

(目的及び設置)

第1条 本市における行政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を確立するため、川口市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的な行政改革の計画に関すること。
- (2) 全庁的な行政改革の実施及び推進に関すること。
- (3) その他行政改革の実施及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、水道事業管理者、常勤監査委員、病院事業管理者及び部長並びに市長が指定した理事をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(改革計画検討委員会)

第6条 本部に改革計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、行政改革の実施及び推進に必要な各部局等の行動計画案の策定及び見直しを行う。

3 検討委員会の組織は、企画財政部長、政策審議員及び市長が選任する委員をもって構成する。

4 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

5 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(各部局等行政改革推進委員会)

第7条 本部に各部局等行政改革推進委員会(以下「各部推進委員会」という。)を置く。

2 各部推進委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

2 第二次川口市行政改革推進本部設置要綱(平成6年11月28日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

川口市行政改革推進本部各部局等行政改革推進委員会設置要領

(平成10年3月11日決裁)

改正 平成12年4月4日決裁

改正 平成13年4月2日決裁

改正 平成14年4月1日決裁

改正 平成16年4月1日決裁

改正 平成17年5月2日決裁

改正 平成24年4月2日決裁

改正 平成27年4月1日決裁

改正 平成30年4月1日決裁

改正 平成31年4月1日決裁

1 目的

この要領は、各部局等行政改革推進委員会（以下「各部推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

各部推進委員会は、川口市行政改革推進本部（以下「本部」という。）の会議において付託された事項を検討するとともに、本部において決定された部内改革計画の進行管理を行う。

3 組織及び職務

- (1) 各部推進委員会のそれぞれの委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。
- (2) 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、各部局等の長が選任する。
- (3) 各委員会の委員長は、各委員会を統括するとともに、行政改革推進のための部内改革計画の進行を管理する。
- (4) 各委員会の副委員長は、各委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議

各委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 報告

各委員会は、検討した結果を本部に報告するものとする。

6 庶務

各委員会の庶務は、委員長が定める部署において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月4日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表 各部局等行政改革推進委員会

No	各部推進委員会名
1	企画財政部行政改革推進委員会（市長室を含む）
2	総務部行政改革推進委員会
3	危機管理部行政改革推進委員会
4	理財部行政改革推進委員会
5	市民生活部行政改革推進委員会
6	福祉部行政改革推進委員会
7	子ども部行政改革推進委員会
8	保健部行政改革推進委員会
9	環境部行政改革推進委員会
10	経済部行政改革推進委員会
11	建設部行政改革推進委員会
12	都市計画部行政改革推進委員会
13	都市整備部行政改革推進委員会
14	医療センター行政改革推進委員会
15	上下水道局行政改革推進委員会
16	教育局行政改革推進委員会

1 7	消防局行政改革推進委員会
1 8	議会事務局行政改革推進委員会
1 9	選挙管理委員会事務局行政改革推進委員会
2 0	監査委員事務局行政改革推進委員会(会計課を含む)
2 1	農業委員会事務局行政改革推進委員会